

令和3年5月14日改訂版

新型コロナ危機管理マニュアル

「命を守るために」
～新しい生活様式の確立～
V e r . 6

御殿場市校長会
御殿場市教育委員会

も く じ

はじめに ～マニュアルの運用に係る確認事項～	P 1
直近の文科省発出通知に関する確認事項	P 2
感染症に関する基本知識・感染症対応の基本チェック事項	P 5
学校における感染症対策の基本方針	P 6
学校における感染症拡大防止対応について	
1 健康状態の把握について	P 7
2 学校における 3 密を防ぐための環境づくり	P 8
3 児童生徒が理解、実践したい『感染を防ぐ具体的対応』について	P 9
4 出席停止・臨時休業について	P10
5 教育活動における具体的な留意事項	P11
6 心のケアについて	P15
7 保護者への注意喚起及びお願い事項	P16
8 地域の感染レベル表（国・県）及び相関表	P17
<添付資料>	P19
【コロナストレスチェックリスト】	
<別冊資料> 【音楽・給食等特定活動の実施上の留意事項ほか】	

はじめに

令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染拡大の第4波といわれる感染者数の増加現象に歯止めがかからず、4月23日には、東京都などに3度目となる緊急事態宣言が発令されました。こうしたなか、萩生田文科相はまん延防止等重点措置区域が拡大したことを受け、「文科省として一斉の休校の要請をするという考えはない」と述べたうえで、「現実問題として休校を判断するのもやむをえない」との見解を示しました。

この新たな「現実問題」といえる変異株の広がりにより、全国で感染者数が急増していることを冷静に受け止めなければなりません。感染力が強いと言われる変異株の拡散により、これまで以上に、感染症対応を実施すべき現実をしっかりと踏まえたうえで、御殿場市の小・中学校においては、「新型コロナ危機管理マニュアル（Ver. 6）」に則り、改めて、感染の拡大防止に向けた対応について確認し、安心・安全な学校生活をすべての児童生徒が送れるよう尽力したいところです。

さて、今回の改訂では、これまでの経験と最新の知見による、学校において留意すべき感染症対策について再検証しました。

これから市民にもワクチン接種が進み、新たなフェーズに感染症対策は入っていくものと考えますが、社会全体が長期間にわたり、この新たなウイルスとともに生きていかなければならないという現実を改めて認識しつつ、学校においては、社会の一員として、命を守る行動とともに、児童生徒の学びを保障することの両立を図っていくことが求められます。

この『新型コロナ危機管理マニュアル（Ver. 6）』は、これまで同様に御殿場市医師会の監修を受けながら市学校保健部会の協力で作成したものです。市内の小中学校においては、本マニュアルに沿った学校運営を行います。

なお、本マニュアルは、令和3年4月30日現在、これまでに得られた新たな情報や知見、及び、新しい学校の生活様式を踏まえた加筆修正を御殿場市教育委員会により行ったものです。

◆マニュアルの運用に係る確認事項◆

- 児童生徒をはじめとし、全御殿場市民の安全を最優先に考える。
- 感染症に関するいじめや差別的な言動がないように留意するとともに、個人情報の取り扱いにも厳重に留意する。
- 本マニュアルは最低限の押さえであり、学校により運用等が異なる場合がある。
- 学校は、学校医、学校薬剤師等に相談し、詳細を確認する。
- 学校で感染症対応について大幅な変更や改善内容が認められた場合は、速やかに教育委員会、校長会長に連絡する。

『(文科省) 令和3年4月20日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について(周知)」』において、主に押さえておきたいこと

(通知文の抜粋)

- 令和3年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4月20日から5月11日までを期間として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われ、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、新たに、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこととなりました。

また、重点措置区域では、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、引き続き、不要不急の都道府県間の移動は極力控えることとなっています。

- 都道府県間の移動に関し、修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）は有意義な教育活動であり、その実施については、感染状況等を踏まえ各学校や学校設置者において適切に御判断いただくものですが、その教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について特段の配慮をお願いします。

（参考）文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）
学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

- （義務教育関連事項）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止の 5）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身へ影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。

『(文科省) 令和3年4月23日「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」』より抜粋

(参考) 学校教育活動を継続するためのチェックリスト

教職員や関係者の皆さまのこれまでの献身的な御努力に心から感謝申し上げます。国内で高いレベルの感染状況が続く中、子供たちの学びを何としても継続するため、緊急事態宣言の対象区域の学校はもとより、区域外の学校でも、感染対策を徹底するための総点検をお願いします。

具体的には、各学校等において、以下の点について改めて再点検を行い、感染対策の万全を期していただきますよう、お願いします。

- ☐ 登校・出勤前の健康観察などによる健康状態の把握に加え、登校後の体調不良者の早期発見に努め、養護教諭等と連携した迅速な対応をとっていますか。
- ☐ 教職員についても、体調不良時には休みをとったり受診したりしやすい環境の整備を工夫していますか。
- ☐ 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）を励行するとともに、児童生徒等に温かい服装を心掛けるよう指導し、学校内での防寒目的の衣服の着用等について、柔軟に対応していますか（コートや防寒着・マフラー等の着用、ひざ掛け・毛布などの使用等）。
- ☐ 各教科の学習活動や方法が、「衛生管理マニュアル」第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相応するものとなっていますか。（※全ての教科についてチェック）
- ☐ 体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避けるなど、体育における留意事項を徹底していますか。
- ☐ 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底していますか。
- ☐ 部活動（その前後の活動も含む）において、地域毎の感染レベルに応じた活動を行っていますか。特に、高等学校においては、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。

『(文科省)令和3年4月28日 学校衛生管理マニュアル(Ver.6)』の主な改訂箇所について

1. 感染状況のデータ及び分析結果の更新

児童生徒や教職員等の感染状況について、4月15 日までに文部科学省に報告のあったデータや厚生労働省等が公表した情報を基に分析し、結果を更新。

- ・ 児童生徒の感染状況について、各学校種の感染経路の傾向に大きな変化は見られない
(小・中学校は「家庭内感染」が最多、高校生は「感染経路不明」が比較的高い割合)
- ・ 教職員の感染状況について、従来と同様に、「感染経路不明」が最多
- ・ 5人以上の複数感染者の発生率は、従来と同様に、高校で高い
- ・ 10人以上の感染事例を分析すると、従来と同様に、高校の部活動が関係した事例が多い

2. 変異株に係る知見及び対策の追記

変異株の罹患率や対策について、最新の知見を踏まえて追記。

- ・ 従来よりも感染しやすい可能性がある変異株(N501Y)は、子供が大人より感染しやすいということではなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある
- ・ 従来株と比較すると、変異株の子供への感染力は強い可能性がある
- ・ 現段階では、15 歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない
- ・ 変異株への対策については、従来株と同様に、3密の回避、マスク着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨

3. 消毒の合理化

大勢がよく手を触れる箇所の1日1回の清掃・消毒について、教員の負担軽減の観点から、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は省略できる旨を追記。

4. 感染症対応や出席停止等に当たっての配慮事項の追記

児童生徒等の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT 活用等による学習指導などを追記。(※)

5. 地域の感染レベルに応じた活動場面ごとの感染症対策の追記

緊急事態宣言対象区域における部活動をはじめとする教育活動の留意事項(※)を追記。また、まん延防止等重点措置区域については、学校設置者が該当レベルを判断し、レベルに応じた教育活動を行うことを明記。

6. 臨時休業の判断に係る基本的な考え方の追記

感染不安などを理由に学校の臨時休業を求める声上がる中でも、地域一斉の臨時休業については、学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること等を明記。

(※)衛生管理マニュアル Ver.5(令和2年 12 月3日)以後に発出した関連通知の内容を反映。__

◆感染症に関する基本知識（新生活の当たり前に）◆

「まずは健康チェック！発熱・体調不良時は家から出ない」

「屋外では、人や物との接触を最低限に抑える努力を払う」

※ 感染しない、濃厚接触者にならない努力を、みんなが自分の意識で主体的に実践する。（感染予防と免疫力アップの実践）

◆感染症対応の基本チェック事項◆

- ① 手洗い・咳エチケット・環境消毒及び換気が基本
⇒ 感染は、口・鼻・目・傷口から
※ 毎日、清潔なハンカチ・マスク・マスク入れ袋の携帯
 - ② 3つの密（密閉・密集・密接）を回避する。 **1密でも要注意！**
＜むんむん・ぎゅうぎゅう・がやがや＞を避ける。
⇒ 閉鎖空間を作らない。「窓・ドアの開放」
⇒ ソーシャルディスタンスを保つ。
⇒ 近距離での会話・高唱を避ける。
 - ③ 手洗いの仕方・マスクの着用・換気・ごみの捨て方は要注意。
⇒ 積極的に感染機会を削減する意識を持って生活する。
- 対策は複数を組み合わせることが大切です。
 - マスクの着用による熱中症等の弊害を回避するため、息苦しさを感じたら周囲を確認してマスクを外して呼吸を確保しましょう。また、計画的に水分補給を行いましょう。
 - 感染症に関する正しい知識をもち、適切な予防と思いやりのある言動をとれるようにしよう。

＜重要＞ 地域ごとの行動基準となる『地域感染レベル』に応じた適切な対応をとる。

⇒ 「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」の確認

※ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」～「学校の新しい生活様式～」(Ver. 6) 参照。

学校における感染症対策（含む熱中症）の基本方針

3つのとるの意識「距離」「マスク」「水分」
～みんなの意識でよりよい環境・習慣を作る～

① ウイルスを校内に入れない。

《登校時》 マスクは家を出る時から着用する。

※ 人との距離が十分に保てているときは、マスクを外してもよい。

校舎に入る前

- 1 消毒液で手指を消毒する。
- 2 距離を確保し、昇降口で声掛けによる健康観察を行う。
- 3 体温の確認 ⇒ （非接触型体温計の活用など）

教室入室時 健康観察記録用紙による健康観察を確実に行う。

- ◎ 発熱している場合は昇降口から入らず別の場所へ移動し再検温
- ※ 接触型体温計を使用する場合は、一人ずつ消毒する。
- ◎ 再検温時は健康観察記録用紙の内容を確認しながら（発熱・家族の発熱・朝の体調）健康観察を実施する。

- ◎ 「心配なし」と確認できれば教室へ
「心配あり」の場合はすぐに家庭連絡し、室内の決められた場所で迎えを待つ。
⇒ 「心配あり」の児童生徒の（保健室でない）待機場所の確保

② 学校内では、ウイルスを拡散させない。

《在校時》 3密を防ぎ、感染機会を減少させる。

「手洗い・マスク着用」を基本とし身を守り、感染を広げない。

③ ウイルスを学校から家庭に持ち帰らない。

《下校時》 消毒液にて手指を消毒し、帰宅する。

学校における感染症拡大防止対応について

(重要) まず、教職員が健康管理に留意し、万全な状態で職務に従事する。
(確認) 国の示す地域の感染レベルに対応する県のレベル表示（令和2年9月8日付文書）に応じ、以下の対策を実施する。なお、県のレベルは、毎週金曜日に発表されるものを確認し、各校でそれに合わせて対策を調整する。

※ 基本的に以下の留意事項については厳守して実施すること。ただし、自校や地域、県の状況によって、消毒方法や回数等を、適宜各学校で決定する。

1 健康状態の把握について（個人の特定疾患のある場合には、特に注意する）

(1) 保護者への指示・確認事項

ア 児童生徒は、毎朝体温を測り、発熱等かぜ症状がある場合には登校せず、外出しない。⇒ 速やかに医療機関にかかる。

イ 新型コロナウイルス感染症では、一旦熱が下がっても、再度上がる可能性があるため、発熱等かぜ症状が改善した翌日においても、家庭で経過観察することが望ましい。なお、校長が対応に苦慮する場合については、学校医と相談して対応を決めること。

ウ 児童生徒は、毎朝、健康観察記録用紙を学校に提出する。

エ 少なくとも下記のいずれかに該当する場合には、すぐに「発熱等受診相談センター（電話 050-5371-0561）」やかかりつけ医療機関に相談するよう指導する。

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ・特定の疾患があり、重症化が懸念される児童生徒で、比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の児童生徒で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※ 症状が続く場合は、かかりつけ医療機関等に電話をした上で必ず受診する。症状には個人差があることを踏まえて相談する。

※ PCR検査を児童生徒や同居家族が受けた場合は、速やかに学校に連絡するように、事前に理解を求める。

(2) 家庭における登校前の確認及び実施依頼事項（保護者の方の動き）

- ・健康観察記録用紙の内容をチェックし、症状がある場合は登校しない。
⇒ 同居している家族等についても同様に注意を払い、発熱・かぜ症状がある者がいる場合は、登校を見合わせる。
- ・急激な体調不良により早退が必要な場合には保護者に連絡するため、確実な連絡先を学校に伝え、迎えができる体制を整えておく。

- ・ 欠席しているときでも、症状や状況に変化があれば、すぐに学校に連絡入れる。

- ・ 健康観察記録用紙は、児童生徒が毎日学校へ提出する。

(3) 登校時の学校における健康観察と対応（教職員の動き）

＜主に級外職員の動き＞（レベル2以上は、必須）

- ・ 非接触体温計もしくは、健康観察記録用紙で体温等確認。目安として37.0度以上の発熱者（平熱よりも1度程度高い者）及び口頭による健康確認により、再確認が必要な者は、各校の指定する場所で再検温、健康観察記録用紙による問診を実施する。
- ・ マスクを忘れた児童生徒には昇降口に入る前にマスクを渡す。
- ・ 児童生徒による手指消毒の実施の確認。

＜学級担任＞（レベル1でも確実に）

- ・ 教室入室時に、健康観察記録用紙を確認する。
- ・ 朝の会の健康観察では『いつもと違う、何かおかしい』を把握する。
- ・ その他、欠席者・遅刻者の確認。
（多数の場合、座席が隣接する場合はすぐに管理職・養護教諭へ報告。）

＜養護教諭＞（レベル1でも確実に）

- ・ 学級の健康観察票を集計し、速やかに管理職へ報告。確認が必要な家庭へは学校から連絡を入れる。
- ・ 発熱、体調不良のために早退が必要な児童生徒は、指定の部屋で様子をみながら保護者の迎えを待つ。
- ・ 早退の迎えにきた保護者には、家庭や職場での感染状況を確認する。
- ・ 保健室以外の疑コロナ陽性者のための待機室を確保しておく。

2 学校における3密を防ぐための環境づくり

(1) 密閉（むんむん）を避ける。（レベル1でも確実に）

※ **熱中症や防寒対応を踏まえた適切な換気を実施する。**

ア 換気は、可能な限り、常時2方向の窓を同時に開ける。なお、エアコン使用時においても時間を決めて換気を実施するなどの配慮をする。

イ 室温に注意し、児童生徒の服装に配慮する。

ウ 窓のない部屋は入口を開け、換気扇を用い、人の密度を高くしない。

エ 換気の程度は天候や教室環境によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。

オ 体育館のような天井が高い部屋でも換気を徹底する。

カ バス利用児童生徒は、運行事業者と連携し、常時換気をする。

(2) 密集（ぎゅうぎゅう）を避ける。（レベルによる対応）

- ア 人の密度を減らすよう工夫し、互いの距離を1～2 m程度空けるよう努める。
- イ 教職員は、基本、マスクを着用し、児童生徒までの距離を可能な限り（1～2 m程度が望ましい）離すこと。
- ウ 使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を離し（1～2 m）、対面とならない形で教育活動を行うことが望ましい。
- エ 屋内で大人数が集まる集会や催しは、極力避けるようにする。
- オ 児童生徒が水分を補給する際、密集しないように指導する。
- カ 登下校は、校門や昇降口での密集が起こらないよう分散させる。

(3) 密接（がやがや）を避ける。（レベルによる対応）

- ア グループ活動を行う際、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童生徒同士が近距離での会話や大声での発声及び高唱を避けることができるようにし、飛沫を飛ばさないため咳エチケットの要領でマスク等を着用する。
- イ 児童生徒の整列などの場合も距離を離し、近距離での会話や発声を避ける。
- ウ 登下校の際は、密接とならないよう指導する。
- エ 特に、感染症対策を要する活動場面では、別添えの活動別指導指針に留意する。

(4) 消毒液を使った校舎内の消毒の実施（レベルによる対応）

- ア 児童生徒が利用し、手を触れることの多い、教室の中、トイレの中、廊下、**手すりドアノブ、スイッチ等**については、日に一回は消毒をする。
- イ 次亜塩素酸水等の使い方に留意する。
（消毒用アルコールもしくは0.05%次亜塩素酸ナトリウムの利用）
- ウ 手指消毒はアルコールが望ましい。（代用品は要確認）
- ※ 消毒液の使用法、禁忌等については、最新情報により対応する。

3 児童生徒が主体的に理解、実践したい『感染を防ぐ具体的対応』について

「しっかり手洗いを行い、ウイルスを洗い流す」

「体調不良者は集団の中に入らない！集団から離れる！」

「飛沫感染・接触感染を意識した行動をとる」

◇ 学校での過ごし方

- ・ 給食時以外は、基本的にマスクを着用して生活する。
- ・ 座席の間隔を取り、なるべく向かい合わせの活動はひかえる。

- ・ 人と人との適切な距離感を保つ。
- ・ 可能な限り、2方向の窓・ドアを開け、常時換気に努める。
(最低でも、1時間に1回、5～10分換気する。)
- ・ 休み時間は教室やトイレ等の窓を開け換気する。換気扇も有効に使う。
- ・ **熱中症予防・防寒対応も考慮し、室温や気温に応じた服装を心掛ける。**
- ・ 消毒液がない場合やアレルギーがある児童生徒については、丁寧な石けんでの手洗いを行う。

4 出席停止・臨時休業について

新型コロナウイルス感染症対策は、常に自校で流行した場合を想定し、日頃から準備を進めておくことが求められる。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払う。

- (1) 安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、児童生徒に発熱やかぜ症状がある場合、家族に同症状がある場合は、原則として「出席停止」とする。
- (2) 文科省の示す最新の「新しい生活様式」等の通知に則り、本マニュアルの対応が変更となる場合がある。
- (3) 感染を懸念しての欠席については、基本、「自己都合欠席」とする。ただし、市中の感染状況等により、校長の判断で感染の懸念に合理的な根拠が認められる場合は、「出席停止」として扱う。

【児童生徒、教職員が陽性及び濃厚接触者となった場合の対応】

○ 出席停止について

- (1) 該当児童生徒、教職員については、保健所等の助言をもとに、必要な場合は学校医との確認の上、校長の判断で出席（出勤）停止とする。
- (2) 他の児童生徒の登校等の判断、感染予防については、保健所等の助言をもとに安全を十分考慮し適切に対処する。
- (3) 出席停止とした児童生徒についての情報を発信することは、本人及び関係者の人権尊重並びに個人情報保護のため控える。

○ 学校休業等について

- (1) 現時点では、全国一律の緊急事態宣言下とは異なり、「新しい生活様式」を基本とした判断となる。原則として市内一斉に、学校が休業になることは想定しない。
- (2) 児童生徒・教職員の感染が確認された場合のみ、以下の期間で教育委員会が学校を臨時休業とすることがある。
 - ① 保健所による、他の児童生徒・教職員について濃厚接触者を特定するための調査に要する期間
 - ② 陽性者周囲の高頻度接触部位や物品等の消毒に要する期間
- (3) 基本、濃厚接触者の特定及び消毒作業が完了次第、登校を再開する。

⇒ 上記を基本に、休業の実施に当たっては以下の点を考慮する。

- ◎ 地域の患者発生状況を踏まえること
- ◎ 個別の病状を踏まえること
- ◎ 学校医と相談すること

【その他の児童生徒の対応について】

- (1) 基礎疾患等のある医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について
⇒ 感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。
(登校しない方が良いと判断された場合は「出席停止」とする。)
- (2) 海外から帰国した児童生徒への対応について
⇒ 政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校する。

＜出席停止・臨時休業発生時の学校の対応＞

- (1) 児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応
 - ① 学校医・教育委員会との連携
 - ② 保健所、関係機関との連携
 - ③ 保護者との連携
 - ④ 感染拡大防止に向けた情報収集
 - ⑤ 学校内の消毒
- (2) 臨時休業・学級閉鎖等に関わる広報、周知について
 - ① 保護者メールやお便り等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業・学級閉鎖等とする旨とその期間を関係者に通知する。
 - ② 臨時休業を公表することにより、個人が特定される恐れがある等、個人情報保護や人権尊重の観点から公益を欠く場合は、必ず事前に教育委員会に相談する。
 - ③ 保護者には臨時休業中の健康観察を依頼し、学校からも児童生徒の状態把握に努める。
 - ④ 臨時休業中の生活指導や学習面での指導を工夫して行う。

5 教育活動における具体的な留意事項

(確認) 地域の感染レベルに応じ、以下の対策を実施する。

基本的感染予防の措置を講じた上で、以下の点に留意して行う。また、日常生活や学習する上で、自分の物以外にはなるべく触れないように指導する。

今後も、県教委経由で文科省の示される最新の「学校の新しい生活様式」等の通知に則り、対応に変更が生じる場合がある。

なお、一般的に感染リスクの高い教育活動、各教科等における活動のうち

「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」と考えられるか否かの判断については、学校規模等の諸条件により、学校単位で検討すべき場合がある。

＜教科等の学習における基本事項＞（レベル1でも確実に）

- ◎ 必要に応じ、年間指導計画を見直し、単元を入れ替えるなど工夫をする。
- ◎ 器具や用具（机や椅子）を共用することを踏まえ、授業前後の手洗いをしっかり行う。
- ◎ 健康観察は、授業の前後にも行い、不調者は授業に参加しない。

＜特定教科等の留意事項＞

(1) 共用で器具や用具等を使用するときの注意事項（レベルによる対応）

- 理科、図工、家庭科、体育等において、共用で使用する器具や用具、ICT機器等を使用前後は、特に注意して消毒したり、石けんで丁寧に手を洗ったりする。
- 廃材利用（古新聞や段ボール等）の際には、感染防止のための消毒や一定の滅菌期間を設ける。

(2) 特に配慮を要する教科

○ 理科、家庭科等（レベルによる対応）

- ・ 地域感染レベルの状況により、特別教室における対面座席で授業を実施する際は、適切な感染症対策をとる。

○ 保健体育科（レベルによる対応）

- ・ 運動不足による児童生徒の体力不足等を考慮し、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。
- ・ できる限り、屋外で学習活動を実施する。
- ・ 集合、整列、準備、片付けを行う場面は、特に3密に気を付ける。
- ・ 体育館を使用する場合は体育館の窓を開放するなど十分な換気を行う。
- ・ 身体が接触するような活動は、地域感染レベルにより考慮する。
- ・ 近距離での会話や活動は避ける。
- ・ 大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体接触は避ける。
- ・ 水泳の授業の際には、更衣時や水着等の管理など、自校の実態に即した感染症対策をとる。

○ 音楽科（レベルによる対応）

- ・ 基本はマスク着用
- ・ 歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習時には細心の注意を払う。
- ・ 歌う際には、極力間隔をとり、人がいる方向に口を向けない。

○ 英語科・外国語活動（レベルによる対応）

- ・ 握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

<今後の学校行事の見通し>

- 全校の児童生徒及び保護者や学校外からの地域住民が一斉に集まる行事等は、地域感染レベルに応じ、保護者や地域住民等と共通理解を図る中で、実施の仕方の工夫、中止もしくは延期を決定する。
- 修学旅行、宿泊行事は、旅行先及び本市の地域感染レベルを考慮し、実施の仕方を工夫、延期もしくは中止について決定する。このとき、保護者の理解を得ながら、行事の教育的な目的を踏まえた上で、実施方法等を検討する。
- これまで通り、学年単位の校内諸活動については感染防止対策を万全にして実施可。学校全体の行事等については、実施内容、実施規模、実施時期に応じて、地域を含む関係者や必要な場合、教育委員会と相談により、対応を決定する。

<給食について>（レベル1でも確実に）

- 給食前の手洗い、消毒を徹底する。
- 給食時は私語を慎み、黙って、一方向を向いて食べる。
- 配膳完了までは、全員、マスクをはずさない。
- 給食当番を行う児童生徒及び教職員は、衛生状態、健康面に留意して行い、適切でないと認められる場合は給食当番を変える。
- 給食当番は、週間単位で固定する。（感染経路把握のため）
- 配膳時にすべて分け切る。（おかわりはなしにする）
- 食べられなかった分は残しても可とし、片付け時に食缶に戻す。
- 食器の片付けは、決まりに則り、密集しないように配慮する。
- 牛乳パックの片付け方は、詳細マニュアルに従う。
- 給食委員会（給食当番）の活動時は、手袋、エプロンを着用して行う。

<清掃について>（レベル1でも確実に）

- （全般として）清掃場所の換気を徹底する。
すべての清掃場所において、児童生徒は、清掃後、確実に石けん等で丁寧に手洗いを実施し、感染症対策を行う。
- （トイレ掃除について）
児童生徒は手袋を着用し、清掃後は石けんによる手洗いの後、手指は消毒液にて洗浄する。こうした徹底した感染症対策に基づき、通常の清

掃活動を行うことができる。

⇒便座・ドアノブ・ペダル等の消毒は、一日1回、教職員が行う。

※ 個人のごみを極力出さないように、環境教育やリサイクル教育の視点に立った指導を積極的に実施する。

<健康診断について>（レベルによる対応）

(1) 実施時期について

- ・ 方法・日程等、学校は、自校の学校医等と相談の上、実施する。

(2) 感染対策についての留意事項

- ① 健康診断の実施前後には、教職員及び児童生徒の石けんによる手洗いを徹底する。
- ② 健康診断当日の児童生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調不良時は受診を控える。
- ③ 健康診断に関わる教職員の体調を確認する。
- ④ 健診会場の換気を十分に行う。
- ⑤ 特定の距離感を保ち、一度に多くの児童生徒を健診会場へ入れない。
- ⑥ 視力検査時は、遮眼器を使用せず、ハンカチ等で片目を覆う。
- ⑦ 健診時に並ぶ際は、児童生徒間を1～2m程度間隔をあける。
- ⑧ 健診（耳鼻科、歯科、内科）時は、受診時のみマスクを外す。

<その他の学校での活動について>（レベルによる対応）

- 以下の活動は感染症対策をとり実施可とする。マスク着用や前後の手洗い、児童生徒同士の間隔等十分に配慮した上で行う。
 - ・ 読み聞かせ ・ 委員会活動 ・ クラブ活動 ・ 部活動
- 3密を防ぐため、必要に応じて、中学生のジャージ登校等、更衣の機会の削減及び更衣の仕方の工夫に努める。
- 上年生の下年生の世話等は、児童生徒同士が密接に触れ合うことが想定されるため、十分に留意する。
- エアコン・暖房器具の使用については、熱中症や防寒対応も念頭に、児童生徒の健康に十分に留意し、換気等を心掛け活用する。
- 校内掲示等で、感染予防について啓発し、感染症予防指導を徹底する。
- 今後の大規模流行による急な学校の臨時休業に備え、家庭学習ができるようプリント等の準備をしておく。eライブラリの有効活用ができるように事前指導を丁寧に行う。将来、タブレット活用が求められる場合は、教育委員会から、改めて連絡します。
- 学校施設（校長管理時間）は、校長会で各校間の共通理解を図り、中

学校の部活動と同様の対応とする。再開放時には、利用団体と感染症対策について確認、取り決めを持つ。

- 欠席者の連絡帳は児童生徒に預けず、電話連絡もしくは保護者に学校へ取りに来てもらう。
- 職員室内において、教職員同士等、密にならないよう配慮する。
- ◎ 免疫力を上げるために必要な、バランスの良い食事、十分な睡眠、適切な運動、気分転換などについては、学校で積極的に児童生徒に指導し、家庭へも啓蒙する。

また、家庭と連携して、食育及び健康指導を推進する。

- ◎ 長期にわたる臨時休業で生活リズムの乱れが見られたり、登校を渋りがちになったりした児童生徒に対しては、カウンセリングマインドで寄り添いながら、回復を目指し、家庭の協力を得ながらかかわっていく。

6 心のケアについて（継続的な取組を強化する）

- 外出自粛や生活スタイルの変化、教職員と児童生徒の間だけでなく、児童生徒同士のコミュニケーション不足など、コロナ禍に起因する諸問題をより正しく把握するために、児童生徒との面談、いじめアンケート等を定期的実施及び検証し、的確に対処する。
- 児童生徒及び教職員の「心や体の変調」に注視し、管理職の指導の下、組織的に養護教諭や相談員、スクールカウンセラーと連携しながら対応に努める。
- 学校は、家庭とも綿密に連絡を取り合い、予防の視点からも、児童生徒の心のケア体制を明確にしておく。

※ 長期間にわたる外出を控えるなどの指導により、これまでにないストレスを感じながら、教職員も児童生徒も厳しい生活を継続している。また、様々な行動制限などだけでなく、十分な休養が取れず、児童生徒も教職員も保護者も、見えない疲労だけでなく、ことのほか大きなストレスや不満がたまっていることが想像できる。

今まで以上に、児童生徒の言動に注視し、交通事故や虐待防止など、様々な視点から関係機関と連携し、児童生徒の安心安全な生活づくりに向けた取組の強化に努める。

7 保護者への注意喚起及びお願い事項（まとめ）（レベル1でも確実に）

- 家庭における毎朝の検温、健康観察の確実な実施をお願いします。
 - ⇒ 体調不良時には、登校させない。体温の目安として、37度もしくは平熱より1度以上を目安とし、学校と相談をして登校の可否を検討する。
- ※ 家族や近親者に新型コロナ感染の疑いがある方がいる場合、また、PCR検査を児童生徒及び同居家族等が受けた場合など、速やかに学校に相談するようにお願いします。
- 児童生徒の免疫力を高める生活習慣の確立をお願いします。併せて、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事励行をお願いします。
- 家庭における手洗いや咳エチケットを徹底のお願いをする。
- 登校時等、外出時の状況を踏まえたマスクの着用の習慣化及び清潔なハンカチとマスクの着用をお願いします。
- 遅刻・欠席連絡は、必ず、午前8時までにするようにお願いします。

8 地域の感染レベル表（国・県）及び相関表

○ 国の「地域の感染レベル表」

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル 3	できるだけ 2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル 2	1 m を目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	感染リスク の低い活動 から徐々に 実施 ↓ 収束局面	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底 ↑ 感染リスクの高い 活動を 停止 拡大局面
レベル 1	1 m を目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言（※）における分類		
レベル 3	ステージ Ⅳ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	（病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。）
	ステージ Ⅲ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	（ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。）
レベル 2	ステージ Ⅱ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	（3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。）
レベル 1	ステージ Ⅰ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」（令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言）

○ 県の「地域の感染レベル表」

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策)

(令和3年5月)

レベル	本県の警戒レベル			基本的行動内容					＜参考＞ 国警戒 ステージ		
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価			
6	【都市封鎖級】			国外は警戒以上	感染まん延期 後期	外出禁止や休業の要請など	感染移行期 以上	禁止の要請など	多数又は複数の の国・地域に おいて感染が 拡がっている	IV	
5	【特別警戒】 地域特性を考慮				感染まん延期 中期	県内の感染状況を踏まえた不要不急の外出自 粛や営業時間短縮の要請を含む必要な行動制 限など	(感染状況が 厳しい地域の 状況等を評 価)	自粛の要請など		III	
4	【警戒】	【警戒】	感染まん延期 前期		施設での感染防止対策を徹底 感染リスクの高い行為を回避 必要に応じて訪問自粛などの行動制限			県内者の県外への移動及び県外者の県内への 移動については対象地域に応じて行動制限・ 注意を要請（注1）			II
3	【注意】 【一部警戒】	【警戒】	感染移行期 後期								
			感染移行期 前期								
2	【注意】	【注意】	感染限定期		3密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底	感染限定期			I		
1 1-1	【ほぼ日常】	【注意】	感染休止期	3密を極力回避。基本的な感染対策（注2） の励行など「新しい生活様式」を心がける。 感染弱者へ配慮	感染休止期					県境を越える移動可。ただし、感染者の多い 地域への移動/同地域からの移入は注意	
	1 0-1	【日常】		【日常】 （出入国 制限あり）		【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全域 が感染終息		
	【日常】	【日常】	【日常】	感染終息	国内・国外のどことの関係でも行動制限無し		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し	ほぼ終息			

(注1) 県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断

(注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど

(注3) 感染レベル低位の対策は、より高位のレベルでの対策に含まれる

※ 県内評価の変更点(令和2年11月)：国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年8月7日)で示された国警戒ステージ等を踏まえ、感染まん延期を、「前期」・「中期」・「後期」の3段階に分けた。

【コロナストレスチェックリスト】

※ 1つでも2週間以上、毎日続くなら要注意

- ☐ 頭・腰・腹・手足などに痛みがある
- ☐ 動悸がする
- ☐ 胸が圧迫される感じがする
- ☐ 耳が詰まったような感じがする
- ☐ 朝、早く目が覚める
- ☐ 夜中に目が覚めると再び眠れない
- ☐ 好きだったことに興味・関心がなくなる
- ☐ 習慣化していることができなくなる
- ☐ 言動が攻撃的になる

【心の回復を働かせる7つのポイント】

- ① 家族や友人とのつながりを大事にしよう
- ② 規則正しい生活をしよう
- ③ ゲームやスマホの利用時間をきちんと決め守ろう
- ④ リラックスできることをしよう
- ⑤ 次に学校へ行ったときにしたいことを考えよう
- ⑥ 長い休みだからこそできることに挑戦しよう
- ⑦ 家族や他の人のお手伝いをしてみよう